

○予算決算委員会総務分科会

令和2年3月12日（木曜日）

午前10時 8分 再開

午後 4時13分 閉会

午後1時0分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほど決定いただきましたとおり、危機管理監、消防局長、消防局総務課長及び消防課長に入室していただいております。

（國友 昭危機管理監、西岡光治消防局長、@ 亭幸男総務課長、山上隆志消防課長入室）

○内藤智司委員長 質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしくお願いたします。

質疑に先立ちまして申し上げます。昨日に市長から感染症対策を口実に危機管理監を本分科会に出席させない旨の申出があり、議長と副議長が質疑の当事者である各委員に何ら相談なく、これを了承したという意味不明な報告を議事調査課長から受けました。

感染症対策が重要であることはそのとおりであります。奈良市におけるその実態を見れば、形ばかりの対策本部と称する会議を開いて、全く機能していないことが浮き彫りになり、必要物資の備蓄さえ怠っているばかりか、その状況さえ把握していない実態であったことや、別の分科会でも明らかになった市長らの軽率な行動を踏まえると、この緊張感のない態勢自体が議会審議を通じなければ改善されないことは明白であります。それにもかかわらず、本委員会に危機管理監を出席させないという申出があること自体に強烈な違和感を抱くとともに、これを了承した議長らの判断は是とすることのできないものであります。

法的にはこれの所管事務はいまだ保健所であり、それが適切に機能していないのであれば、保健所長の更迭も先般の緊急質問の折に求めたところ、市長は現在の配置のまま取り組むと答えたのであります。

したがって、保健所の対応不足を理由に市民からお預かりすることとなる2514億円にも上る予算審議に当たり、要職にある理事者が議会審議に参加しないことを正当化することにはならず、本分科会に出席して説明責任を果たすべきことは当然のことです。そのことを十分に肝に銘じておくべきであります。まして執務場所もここから僅か数十秒で到達できる距離にあり、議会に出席しない理由はありません。そして、本分科会には市長の出席を求めていることに加えて、危機管理部局には、危機管理監の職務代理者として議会への出席を求めている2名もの参事を配置しております。職務代理の責務が務まらないなら、参事という役職など不要であります。当初から予定されていた議会審議に出席する都合をつけることができず、職務代理規程さえ機能せず、その場限りの行き当たりばったりの職務を行おうとする実態こそ、危機管理上ゆゆしき問題があると言わざるを得ません。また、私は、感染症対策に万全を期すために発言予定のない理事者の出席を求めないことを提案し、さきの委員会ではそのとおりに議決されたところですが、緊急事態が宣言されているわけでもなく、明確な基準もなくして主観的な判断で、緊急事態だからと予算審議を簡略化するような議会運営には到底賛同することはできません。

今後、このような運営によって私どもの正当な活動が阻害され、これを是正するために注力せざるを得ない状況が生じないように関係者に求めておきます。この点、分科会委員長には御配慮いただきまして感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対策に万全を期しているそうですので、繰り返し同じ事項についてお聞きします。

保健所が必要な物資の備蓄を怠っていたことは、もはや聞き飽きたというほどであり、なぜ誰も責任を取っていないのか理解できないわけではありますが、例えば防護服については、保健所と消防局などを合わせて118着分の備蓄があると、先月2月27日の議会答弁で明らかになっております。

危機管理監にお尋ねしますが、それでは、この118着という数量ですが、これは十分であると考えているのかお答えください。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後1時5分 休憩

午後1時6分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○國友 昭危機管理監 三橋委員の御質問にお答えいたします。

118着の防護服につきましては、ほとんどは保健所で備蓄をしているものでございます。これについては、保健所がこういった感染症対策の活動として、職員のために必要なものとして備蓄をしているというふうに認識しているところでございます。

細部については、保健所長が計画をしているものでございますので、具体的な可能性については、ちょっとお答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 消防局には防護服はほとんどないということですか。結構です。

あり得ないことでありますが、これ、僅か118着だけで対策に万全を期しているというんでしょうか。あまりに少ない数量ですね。奈良市ではこの防護服を着回しして使用されるんですか。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

具体的な運用要領については、保健所長が計画をしているところでございまして、具体的な内容までは把握をしていないところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 新型コロナウイルス感染症対策のために議会への出席を見送ろうとしたのではないんですか。全く把握されていないじゃないですか。まして、これは議会でも何度も何度も問題になった防護服の数、これ、118着だと。これをどのように評価するのか。多いのか、少ないのか、これに評価を適切に加えることができなければ、対策など不可能ではないんですか。この防護服は使い捨てなんです。仮に感染症の疑いのある患者を救急隊が搬送したり、保健所が対応したりすれば、118着という数量では僅か数日間しか対応できない。僅か数日の患者しか対応できないものであることは明らかであります。これで万全の体制をしいていると言えますか。

だからこそ、私がこうして一から十まで議会で指摘しなければ対応できないのではないんですか。もうあり得ない体制であります。

防護服を追加で確保する手続は取ったのでしょうか。

○國友 昭危機管理監 御質問にお答えいたします。

防護服を追加で調達する状況については、申し訳ございません、確認をしておりません。
以上でございます。

○三橋和史委員 その確認さえしていないわけですよね。何度も何度も議会でこうして審議で取り上げている。だけど、何もしていない。議会に提出されている資料、感染症対策本部と称する会議の議事録を提出するように求めた。それで、提出された資料を見れば、幹部職員なんか、のこのこと大勢の職員が出席しているにもかかわらず、一体何をされているんでしょうか。この実態を棚に上げて、感染症対策に万全を期すために危機管理監を議会に出席させないという。だけど、保健所に聞かないと分からない。事務分掌上の合理性もなく、パフォーマンスだけは立派だという批判は免れないと思います。この実態を見れば、基本的なことが何もできていないということは明らかになっています。個々の職員が頑張っているというだけでは全く評価に値しません。これが組織として成果を出さなければ意味がありません。

成果を出していないその責任は組織の頂点にあるのではないんですか。パフォーマンスに走らず、粛々と行政としてなすべきことをすればよいと助言しておきます。

続いて危機管理監にお尋ねしますが、東日本大震災から9年が経過しました。震災当時、私はまだ大学生で東京に在住しておりましたが、首都圏でも物理的な被害は大きく、長時間にわたって交通も麻痺した状態が継続しました。

私は、その頃、ある鉄道会社の主要駅でアルバイトをしておりましてので、地震発生直後に勤務先に駆けつけました。行き場を失った多くの乗客であふれ、混乱も見られましたが、いわゆる帰宅難民となった彼らの誘導や支援、警察とも協力しながら、安全な運転再開のための業務に当たりました。原子力発電所の事故も伴ったことで震災の影響は拡大し、かつ長期化していく現実を目の当たりにしました。その後、1か月足らずで就職のために帰郷しましたが、関西の人々が震災から受けた衝撃の程度は、東北や関東の人々のそれと比べて小さいもののように思われたというのが率直な感想であります。

今般、来年度予算案に計上されている3億円の同報系防災行政無線整備事業であります。以上の経験から、防災施策の充実を強く求め続けてきた私としても高く評価したいと考えております。

まずは、この事業によって期待する効果を具体的にお答えください。

○國友 昭危機管理監 御質問にお答えいたします。

同報系防災行政無線、このたびの整備で現在の47か所を25か所増設しようとするものでございます。

この効果でございますが、現在、台風などの風水害の頻発化、激甚化を受け、市民への災害情報伝達体制の強化が喫緊となっております中、停電や機材トラブル等の予期せぬ事態や災害弱者への配慮などを考慮すると、市民の命をより確実に守るため、多様な伝達手段を組み合わせた複線的な伝達体制が不可欠でございますが、中でも同報系防災行政無線は市の責任で直接、プッシュ型により伝達可能な手段として引き続き主軸となる重要なものであると認識しております。

しかしながら、現状では本市の人口に対して、理論値ではございますが、約40%しかカバーできていないというところでございます。

今回25か所の増設によりまして、理論値上、人口カバー率を倍増、具体的には約80%に向上させるというところで、効果を期待しているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 この同報系防災行政無線につきまして、単なる政治的パフォーマンスのような素人の発想で、恣意的に情報発信を要求する行為を目の当たりにして驚きを隠せないわけでありませんが、このような発想は、市民に重大な被害をもたらし得る危険極まりない迷惑千万のものであるということは、通常の判断能力を有する者であれば、考えずとも理解できるものと思いますので、危機管理部局においてこれを容れることがないように念を押しておくことは当然としまして、現在の奈良市のこの運用方法は、大きく改善していかなければならない。すなわち、科学的根拠ないし研究に基づいて最適化された運用にしていかなければならないものと考えます。

多額の費用を投じるこの取組の事業化は、可聴範囲の変化も必然的に伴うこともありまして、運用方法の見直しや改善と一体のものであるということは今さら指摘する必要もないところであろうと思います。

例えば、奈良市の同報系防災行政無線は合成音声を用いて放送しておりますが、以前に議員などから男性の音声は聞き取りにくいとの意見を受けて、女性の音声に変更した経緯もあります。仮にこの変更が結果として正しかったとしても、その変更を決定する過程はどのようなものであったかを振り返ってもらいたい。その決定に科学的根拠があったか、隣接自治体等における運用上の整合性は図られていたか、単に議員に指摘されたから、そのとおりにただけのことではなかったか。私は、大きな政策から小さな事務に至るまで、あらゆる取組は合理的に行うように、科学的根拠ないし研究があるものは、それに基づいて行うように求め続けています。これの運用につきましても、この点を十分に踏まえて実施してもらいたいと考えております。

災害時の基本的な情報伝達手段として位置づけられておりますが、災害時といっても一義的なものではありませんし、そもそも複雑な言語情報を伝達することには適さないという特質も踏まえる必要があります。

災害の事象別、地域別、発災前の予防段階、直前、直後、避難生活の支援の段階などの時的区分の別に応じて適切な内容の情報を発信していくことが求められます。サイレンを用いて、あらかじめ意味づけされた鳴動パターンによって注意喚起、情報発信をしていくということも必要であろうと思います。こういった点はどのように考えていますか。

○國友 昭危機管理監 御質問にお答えいたします。

サイレンにより注意喚起をした後、いわゆる音声で情報を提供するという点についても、そのほかの自治体で行われているところがございます。こういったところを研究、検討しながら、現在の同報系防災行政無線で持っております、いわゆるデジタルサイレン音を活用したサイレンパターンを決めながら、そういったもので注意喚起をしながら音声による情報で内容を確認していただくと。

さらには、その内容が聞き取れない場合におきましても、奈良市防災情報メールあるいは本市のトップページにあります防災無線スピーカーの放送内容というバナー、こういったところでリアルタイムで確認をしていただけるという形で注意喚起、放送による内容、さらには、それにひもづけされたメール、ホームページでの内容の確認、こういったところで引き続き市民の皆さんに必要な情報をしっかりと把握していただける体制を整備していきたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 この予算が成立すれば、市民の皆さんから、また国費からも多額の負担をいただ

きながら、防災上のすばらしい設備整備をすることができることとなります。これをどのように運用するかによって、その投資に見合うだけの効果を発揮することができるかどうかが決まりますから、整備事業と一体のものとして運用面での改善を図るように求めておきます。

危機管理監には最後に伺います。

行政広報の在り方について、前職は自衛官であられ、東日本大震災の際には被災地において活動された経験もある危機管理監にお尋ねしますが、御自身の具体的な経験を踏まえまして、行政広報の重要性について認識するところをお答えいただきたい。

例えば、災害時におきまして行政広報が優れているがゆえに、救助対応や受援対応、その後の復旧段階において功を奏した事例、反対に行政広報が劣っているがゆえに、これらの対応の遅れにつながったという事例というのはないのか。あるとすれば、結果としてどのような差異をもたらしたのかという点を示してお答えください。

○**國友 昭危機管理監** 災害時における行政広報についての御質問でございます。

私、9年前の東日本大震災で現場指揮官として経験をした広報について感じたことを、心がけていたことという形でお答えいたします。

現場での活動を正しく情報発信、あるいは見える化することにつきましては、被災をされた皆様にとって、しっかりと国が、公助が機能している、活動しているということを確認していただき、安心感につながり、さらには復興、復旧に向けての立ち上がる勇氣、希望を与えることができるというふうに当時認識しておりまして、時々刻々救助した人数や収容した御遺体の数などを正確に発表するとともに、できる限りの、いわゆる積極的な広報に努めてまいりました。これは、災害時における市で行う行政広報についても同じようなことが言えるのではないかとこのように思っております。

また、当時、ある被災自治体の首長が口癖のように言われていたのは、「あの自治体より、よっぽどうちのほうが被害が大きいんだけど、僕が広報が下手くそだから、あの自治体のほうが義援金を多くもらったんだよね」ということを言われたようなことがありました。適切な行政広報は、被災された市民の皆様の直接の力にもなるという証左ではないかということも思っております。

本市におきましては、災害時における行政広報にはしっかり力を注いでいく必要があるものと認識しております。そういった意味におきまして、前広報戦略課長であります小橋課長が危機管理課長をやっているというのは大変力強く感じるところでございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** はい、ありがとうございます。

御自身の見解に基づいて具体的にお答えいただきました。もう結構でございます。

○**内藤智司委員長** 危機管理監にはここで退室していただきます。ありがとうございます。

(國友 昭危機管理監退室)

○**三橋和史委員** 今御紹介いただきました行政広報の奏功事例、またそうでない事例と。私は、このほかにも平成22年に口蹄疫の感染拡大時において宮崎県庁が行った広報についても、その後の義援金の受入れに大きく貢献したものと考えております。

東日本大震災の数年後に、私は災害対策とその行政広報を専門として県庁に勤務し、少しでも防災施策の充実を図ろうと奮闘してまいりました。防災分野の行政広報につきましては、当時の取組は全国的な模範的な取組として評価を受け、国土交通省の求めにより報告文書を作成し、各

都道府県の担当者にも助言等を行い、報道でも広く取り上げられ、成果を上げてきたところであり、このような経験もあり、私は行政広報の充実化をこの奈良市で目指したいと考えております。

しかしながら、奈良市における昨今の行政広報は非常にずさんな点が散見され、その問題点を議会において指摘し、指摘があっても、これが改善されないという看過できない事態が継続しております。また、積極的に施策の広報を行うべき事項についても、製作された資料の質が非常に低く、その役割を果たす次元には程遠いものと評価せざるを得ません。

防災上、保健衛生上の行政広報についても非常に稚拙な体制で行われていることも指摘したところですが、市長の独断による発信が混乱を招いている点については、ほぼ全ての会派が今議会で非難をし、改善を求めているところでもあります。なぜ間違った方向にばかり突き進むのか、不思議にさえ思うほどであります。

秘書広報課長に伺います。

御自身において行政広報とはどうあるべきかという理念をお持ちのことと思いますが、その考えるところをお示してください。

○山本浩之総合政策部参事 失礼いたします。三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

行政広報の考え方でございますが、実際発信する情報が市民の求めている情報であるのか、または市民との相互の意思疎通のツールとなっているかというような点を注意しながら発信すべきであると考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 続けて伺いますが、御自身は行政広報について、これまでどれだけの研究をされ、どれだけの成果を上げられたと考えているか、具体的にお示してください。

○山本浩之総合政策部参事 失礼いたします。委員の御質問にお答えさせていただきます。

具体的な成果というのは、私もどう判断していいかわかりませんが、そうですね、まだまだ足りない点はあろうかと認識しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 広報の事務を預かって間もなく1年ですね。どれだけ研究をされてきたのか伺います。

○山本浩之総合政策部参事 御質問にお答えいたします。

研究といいますか、以前にも委員から御指摘いただきまして、市民だよりの要綱であるとか、その辺はどうなっているのかということをお指摘いただきましたので、その辺の見直しも含めていろいろと調整はさせていただきました。具体的にどういうことをしたかと言われると、ちょっとお答えしかねます。申し訳ございません。

以上でございます。

○三橋和史委員 かねてより申し上げておりますが、行政広報というのは、実権を握る政治家の広報であってはならないわけでありまして、単に行政機関にとって都合のよい内容の宣伝手段でもありません。

今お答えになった広報の要綱、市民だよりに掲載すべき事項をどのように取捨選別していくかという点についてもお決めになったということではありますが、それ以降についても特定の政治家の活動を宣伝する内容になっていないか、そういったところに疑問を持たざるを得ない場面が多々あります。

奈良市の行政広報の実態は、まさにそのような状況に陥っていないか。何千万円という多額の公費で発行されている市民だよりが、先ほど申し上げたように特定の政治家の政策宣伝の媒体に成り下がっていないか、リニューアルしたというホームページも市長や公務員にとって都合のよい内容だけを宣伝するものとなっていないか。

奈良市を生かすも殺すも広報にかかっているとんでも過言ではないわけでありまして、その在り方を誤れば、市民の生命にも関わる重大な悪影響さえ生じ得るものであります。

私も再三にわたってこの点を指摘したにもかかわらず、改善が見られない状態は非常に残念であります。少なくともこれまでの議会答弁を遵守するよう求めますが、この点はいかがですか。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

そのようにしてまいりたいと思います。

○三橋和史委員 必ずそのようにしてください。

奈良市としての行政広報が低次元で運用されていることは非常に情けないと同時に憤りさえ覚える実態でありまして、もっと戦略的に行われるべきものであります。広報担当課の責任者が秘書業務と兼ねて、事実として秘書業務の片手間に行っているのではないかと批判されても仕方がないような状況は、広報事務を軽視し過ぎており、あり得ないということを示し上げておきます。

広報係に優秀な職員がいても、その優秀な発想の芽を不勉強な上司が摘み取っているようなこと、必要な資機材が準備されていないということ、必要な研修を受ける機会さえ確保されていないということは、優秀な職員だけでなく、市民に対して極めて罪深い体制であります。

私は、少なくとも現在の人事配置を見れば、組織体制として秘書広報課から広報事務を分離し、広報に特化した部署を設けることが適当であると考えます。

この点に関する副市長の見解を伺います。

○向井政彦副市長 ただいまの御指摘にございましたように、秘書業務、広報業務、それぞれ専門性の高い業務でございますし、我々も戦略的広報ということにつきましては、従来からの一方的に情報を市がお知らせしたいものだけを発信するというのではなくて、先ほど課長が申しましたような視点、そういう戦略的視点が大変重要だと思っております。

この1年間、秘書業務、広報業務を1つの課でやってまいりました。ある面、そういう両方の知識を持って情報を共有して、その上での発信というメリットというものもあるかと思ひますし、今おっしゃいましたそういうデメリットというものもまたあろうかと思ひます。そこはもう一度しっかり検証はしたいと思っております。

○三橋和史委員 昨年、平成31年4月から広報戦略課が廃止され、秘書課と併せて秘書広報課に事務が引き継がれました。

しかしながら、広報係については課長の顔さえ見ない日もあるといい、必要な広報が適時適切に行われていないだけでなく、市として、まともな行政広報の推進に対する姿勢が見られないということがにじみ出ている状況にあります。早期の改善を求めておきます。

次に、現場急行支援システムについて伺います。

現場急行支援システムにつきましては、国及び奈良県の計画に照らせば、令和2年度までに整備を図ることになっております。消防局においては、実現に向けて取り組む旨の明確な議会答弁をしています。

そこで、消防課長または財政課長に伺いますが、奈良市が負担することとなる車載器等の必要な経費について、来年度予算においていずれの項目で計上しているのかお答えください。

○山上隆志消防課長 委員の御質問にお答えいたします。

交通安全支援システム導入に向けて交通管制センター（三橋和史委員「現場急行支援システム」と呼ぶ）申し訳ございません、現場急行支援システム——FASTの導入に向けた交通管制センター信号システムの改修については、都道府県における整備改修を図るとなっております。緊急自動車に取り付ける必要がある車載端末の整備については、奈良市において整備を考えております。奈良県警において導入された時点で、奈良市消防局配備の救急車16台に順次、車載端末の整備を図ります。

予算執行については、車両修繕費の中に当該機器の整備費も積算の上、予算要求しております。

○三橋和史委員 ところで、この現場急行支援システムの整備に向けては、奈良県消防救急課をはじめとした関係機関が取組を放置していたという実態が明らかになり、令和元年12月定例市議会でも、この点に関する懸念を表明したところであります。

この進捗状況について、消防課長の説明を求めます。

○山上隆志消防課長 委員の御質問にお答えいたします。

奈良市消防局では、平成30年8月より奈良県警察交通規制課等と導入に向けた協議に入り、平成30年10月より2か月間、市内における救急車が救急搬送で使用する幹線道路の状況であるとか、時間帯別病院搬送状況であるとか、病院搬送時の交通通過点の状況を調査した結果を奈良県警のほうに提出しております。これが委員お述べの県のほうに提出した書類となっております。

令和元年11月に奈良県消防救急課より、市内について緊急通行が最も多い交差点及び区間を選定し、調査に入るとの通知を受け、奈良市消防局は、市立奈良病院北西角の紀寺交差点と、区間としては高天交差点から県庁東までの交差点の区間を現場急行支援システム導入の整備箇所として選定し、まず、見積り等を行っていただくように要望いたしました。

奈良県消防救急課を通じ、交通規制課に対し早期導入を要望するとともに、最終的な導入区間としては、大宮通り、国道24号線、病院周辺道路等について、奈良市内の整備に向け検討いただくように要請しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 そのように協議を重ねているにもかかわらず、いまだに奈良県消防救急課長などは、奈良市議会及び市消防局の求めがあるにもかかわらず、これを事実上放置し、何らの検討さえ行っておらず、奈良県における令和2年度当初予算にこの経費が計上されておられません。

本委員会への提出を求めた資料26番、これの検討記録の記載についてであります。奈良県消防救急課によれば、奈良県警察は整備の必要性は低いと考え、導入意向はないとする見解を示していることとなります。これは看過し難い見解であります。

国家公安委員会、警察庁が定める計画にも明記しているにもかかわらず、これに背いて奈良県警察は、全く反対の見解を示しているということでしょうか。

私はこの点について、既に警察庁に確認しております。警察としては整備を図っていくというのが公式見解であり、これに反する見解はあり得ないということでもあります。果たしてこの整備のための取組を阻んでいるのは奈良県警察であるのか、それとも、その口を借りて勝手に奈良県消防救急課が奈良県警察のものとしてあり得ない見解を示したのか、いずれにしても大問題であると言わざるを得ません。

私も市消防局に対しまして種々の提案をしてきているところでありますが、この事業の実施を促進するためにどのような取組をしているのかお答えください。

○山上隆志消防課長 委員の御質問にお答えいたします。

導入の整備を図るため、現場急行支援システムの有効性、公益性について広く市民に御理解いただくために広報を展開しようと思っております。

「緊急自動車の安全通行に関するお願い」と題して、交差点や一般道路における円滑な緊急走行を実現し、病院到着時間等の短縮と患者負担の軽減を可能にする現場急行支援システムについて広報動画を作成し、本年3月6日より奈良市ホームページの動画チャンネルに登録し、広報するとともに、ホームページや市民だよりを通じて必要性を広く市民に訴えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 消防局としては、すべきことをしているという印象を受けます。

資料には1か所当たり2000万円の費用とありますが、私の調査ではシステム改修に約一千数百万円を要するというものの、交差点が増えるごとにその金額を要するというものではありません。実際には、もっと安価に実現することができるものであります。

奈良県の危機管理監は、今まで放置してきた自身らの失態を棚に上げて、費用対効果の検討の必要があるとして整備する旨を明言せず、交通安全計画に整備を図る旨を明記する奈良県の機関とは思えない答弁を県議会でしております。費用対効果の検証が完了しているからこそ、国及び県において整備することを明記した計画が策定されているということを理解できない公務員が多くいることにあきれるばかりであります。これに対して、市消防局はよく頑張っているという印象を持っています。

市においても本来は危機管理監の所管でもありますから、他人事と認識しないように整備に向けて最善の努力を傾注していただくように求めています。

この点は以上であります。

定員適正化計画についてでございます。

前回の昨年、令和元年9月27日の予算決算委員会総務分科会におきまして、国が示す消防力の整備指針に照らして、奈良市において消防職員の人数が著しく不足していることを深刻な問題として取り上げ、審議を通じて、5年をめどに是正する旨の決して覆らない答弁があったところであります。

消防局は、これまで消防力の整備指針に基づいて奈良市における必要な消防職員の人数は、平成27年度消防施設整備計画実態調査に基づきますと494人であるという説明を繰り返し、私もそうですが、多くの議員がそれを前提に審議を展開してきたことであろうと思います。

ここで確認しますが、議会でも示されてきたとおり、国からの照会に対しましても消防力の整備指針に基づいて算出される人数は494人として報告してきたことに間違いはありませんか。端的にお答えください。

○≡亭幸男総務課長 三橋委員の質問にお答えいたします。

消防力の整備指針で、平成27年494人で報告いたしました。

以上でございます。

○三橋和史委員 私は自身が取上げた後も独自に調査を実施してきましたが、提出されている資料24番を参考にしながら、本日はさらに質疑を行います。

必要な消防職員の人数として、消防力の整備指針に基づいて算出される数値の積算根拠について、簡潔にお答えください。

○≡亭幸男総務課長 お答えいたします。

消防力の積算根拠なんですが、配備されている消防車両の乗車人数や、あと現有される職員などを積算いたしまして、トータルの総職員数を積算し、算出するものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 非常に簡潔にお答えいただきましたので、ただいまの答弁の大意は以下のとおりであります。

消防力の整備指針に基づく奈良市における必要な消防職員の人数は、各消防署等に配置されている車両の種別ごとに定められた人数を乗換運用可能な車両分を除いて加算し、8時間勤務の3交代制でありますので、それに3を乗じ、さらに通信員、専任の予防要員についても各基準に基づいて算出された人数を加算し、総務事務等執行員については、現に存在する人員をその人数として単純に加算して求めた数値に、さらに人員措置係数として求められた1.083を乗じた数値ということになります。

車両の種別ごとに定められた人数を乗換運用可能な車両分を除いて加算するという意味は、具体的に南消防署を例に挙げますと、まず本署では、配備されている車両の種別ごとに指揮車3人、ポンプ車3人、はしご車3人、救助工作車5人、救急自動車3人となり、西大寺分署では、ポンプ車4人、救急自動車3人となることを消防力の整備指針では消防隊は2台まで乗換運用が可能とされておりまして、はしご車の3人分を除いて、余りを加算するということで26人となり、さらに3を乗じて得られる数字が78となるわけでありまして。人員措置係数を考慮すれば、少なくとも85人が必要であるにもかかわらず、実際に配置されている人数は64人であり、21人も不足しているということになります。北消防署においては、57人に人員措置係数を考慮すると、少なくとも62人が必要であるにもかかわらず、実際には半分以下の26人しか配置されておらず、36人も不足している状況であります。

ここで重大な疑義が生じるわけでありまして、提出されている資料24番では、このように算出して得られた数値は平成27年度でも555人、平成31年度の実態でも536人となるわけであり、消防局がかねてより私どもに説明してきた494という数字から大きく乖離していることが明らかになります。この要因は何ですか、端的にお答えください。

○三亭幸男総務課長 お答えいたします。

消防力の整備指針による乗換運用の基準による算定の御指摘ですが、委員御指摘のとおり、現在災害の少ない東消防署、北消防署は、1隊で3台の消防車を乗換運用するということで算定しておりました。

当該指針の乗換運用の基準に関する質疑応答では、乗換運用は原則2台、例外として管轄区域における災害発生件数が少なく、複数の災害が同時に発生するリスクが極めて低いと考えられる小規模な消防本部については、例外的に3台までを乗り換えるということになっており、算定の際に、小規模な消防本部を小規模な消防署と拡大解釈しまして、東署と北署に準用して算定しました。

今回の資料要求では、乗換運用を原則である2台を基準に再度算定し直したところ、この資料にありますように、平成27年度の職員総数にありましては494人——これはもう既に報告済みであります——にありましては555人、59人の増となっております。それと、今年度に報告しました31年度報告にありましては442人、これも報告済みであります、536人の94人増という結果になりました。

消防局が目指す正しい消防職員数の算定という観点におきましては、実際の運用を加味したも

のではなく、算定基準をもっとストレートに解釈して、本当に消防局が目指す正しい消防職員数を求めるためには、今後その算定方法に見直しの検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 議員の皆さんいかがですか。

乗換運用が認められている台数について、国の基準では2台までとされているにもかかわらず、3台までとしたり、消防隊が乗換運用ができない救助工作車についても乗換運用としたり、494という数値さえ過少に算出された数値であったと、こういうことが発覚したわけであります。実際の消防職員数として示されている人数は374人であり、ここからどのように是正していくかを検討するために重要な要素となる消防力の整備指針、これに基づいて必要とされる人数として説明してきた494という数値は、国の基準を勝手に拡大解釈して、過少に算出されたものであったということなんです。これを議会に対しても、そして国に対しても494という数値で報告しています。通常感覚では理解し難い虚偽の報告であります。

資料24番については、この内容で提出されるに至るまでには、あらかじめ示された内容について私が疑義を呈し、誤りを指摘して、修正されたものが示され、さらに疑義を呈して、誤りを指摘して、修正されるというやり取りを何度も繰り返しました。

そのような意味で、いずれとも判別がつかないわけですが、この虚偽の報告、誤った報告は故意によるものですか、過失によるものですか。分かっている報告したんでしょうか、これ、分からずにされていたんでしょうか、いずれですか。

○三亭幸男総務課長 お答えいたします。

当該質疑応答でも示されていますが、この乗換運用の基準は、消防本部が整備目標とする消防職員の総数を算定する際の前提となる乗換運用を定めたものであって、各消防本部に実際の運用について制限を設けるものではないと示されておりますが、算定におきまして実際の運用を加味して拡大解釈をした部分にあっては、今後見直ししていきたいと考えております。

○三橋和史委員 お聞きした内容と異なる答弁ですが、それで結構です。

これは重大な過誤でありますし、議会や議員に対する説明について最低限の質を担保することができていないと指摘せざるを得ません。

国会でも、国会に対して提出した資料に誤りがあった。これは重大な社会問題になりました。だけど、この消防職員数が著しく少ないという重大な問題が、奈良市議会において何年にもわたって問題にされてきたというのにもかかわらず、私が指摘するまで誤った状態が看過されていた、これは重大な問題だと思います。

これにつきましては、人員措置係数である1.083という数値も低い疑いがあります。これを算出する数式、またその考慮要素をお答えください。

○三亭幸男総務課長 お答えいたします。

人員措置係数の算定方法なんです、1年365日から1年間の休日日数、これは52週ありまして、土日の104日を引いたものに、あと職員の休暇や教育研修や、入校時に職場を休んだり、入校する日を、365日から休日を引いたものを年間で勤務する365日に対して割ると1.083という係数が求められます。すみません、ちょっと説明が申し訳ないです。

○三橋和史委員 年間の休暇付与日数として考慮要素の一つがあるということですが、これが20日間しか考慮されていないんですよ。消防学校の入校や教育訓練等の日数、さらに夏季休暇などについても全く考慮されておりません。

消防力の整備指針の明文に反して明らかに過少となる算出方法ではないかという疑義を持っております。その点もう一度検討して、正しい数値を基に今後の人員要求へつなげていただきたいと思います。

昨年9月27日に人事課長は、これを5年で是正していく、5年をめどに是正していく旨の答弁をしております。正しい数値が分からなければ是正のしようがありませんから、まず、この前提となるところをしっかりともう揺らがないようにしていただきたいと思います。

少し時間ありませんが、平成27年度から減少が著しい人員として特に目を引くのが専任の予防要員なんですね。端的にお聞きしますが、18人で適切に消防の使命を果たすことができるんですか。36万人の都市において、たった18人の専任の予防要員だけしかいない。

前の委員会でも申し上げましたけれども、ここに一覧表がありますよ（三橋和史委員資料を示す）これ、全て。これ、平成28年で4,135件、29年で3,943件、30年で4,867件、これが消防局予防課が法令に基づいて実施している行政指導のうち、その是正状況を確認していないもの、これの一覧なんですよ、これだけあるんですよ。全然足りていないじゃないですか。これを18人にまで減らしている、もうあり得ないことだと思うんですけども、たった18人の専任の予防要員だけで足りるんですか、いかがですか。

○三幸男総務課長 お答えいたします。

令和元年度に、署に配置している専任の予防担当者を廃止いたしました。その影響で現在18人という予防担当者に減少しております。

その対応といたしまして、隔日勤務員に対し、従前では20人であった予防担当者を隔日勤務者で68人増員させていただきました。指名し、また各署が所管する対象物数に対する事務量の差を是正するため、署の管轄に関係なく協力体制で査察を行う特別査察隊を設置し、予防体制を維持するように努めております。ですが、予防の取りまとめや高度な知識が必要な違反処理などは、専従の予防担当の職員を置くことが望ましいと消防局のほうでも分析しております。ですので、署の日勤者につきましては、現在予防専門知識を持った予防技術資格者の配置、また再任用職員で予防経験者を日勤者として新たに配置するよう現在調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 専任の予防要員が18人しかいないということについては、これ、国からも問合せがあったのではないんですか。一般市民にとっては消防隊、救急隊、また救助隊の人数が不足しているかどうかなど通常は知りようがないことでありますし、通常の行政であるならば、このように消防組織を崩壊させるにも等しい水準にまで削減したりすることはありません。市民の生命に関わる分野であるにもかかわらず、市民の目に見えないところをどんどんと削減していく、これは行政改革を履き違えていると申し上げなければなりません。

消防局長の見解を伺いますが、消防職員の人数を定めた条例の改正も必ず必要であります、これも含めて消防局における人員要求をしっかりと行っていくように求めます。いかがですか。

○西岡光治消防局長 三橋委員の御質問にお答えをさせていただきます。

人員要望につきましては、昨年度からは今まで3人体制で出動していたというような車両の人員配備もございましたので、それを4人で何とか出動していくというようなことも受けて、人員要望はしてまいったつもりでございます。

また、条例定数のことにつきましては、これは市全体の職員のこともあるかもしれないんですけども、消防について言いますと、我々が目指す整備指針というのが一応ございますので、今

の条例定数は412人ということになっております。これを下回ることはないように、今後も施設、車両の増減等もあるかもしれませんが、そこも見ながら、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○三橋和史委員 よく分からない答弁なんですけれども、消防局における人員要求をしっかりと行っていただきたい。いかがですか。もう端的にお答えください。

○内藤智司委員長 挙手をお願いします。

○西岡光治消防局長 人員要望については、しっかりと要求させていただきます。

○三橋和史委員 あと5分ですので、端的に質問していきます。

健康医療部におけるずさんな情報管理の体制について、本会議及び委員会等において再三にわたって指摘してまいりました。

ただ、令和元年9月定例市議会において指摘した事件については、議会における市長の答弁内容を、その直後に健康医療部長等が勝手に記者会見を開き、その疑義を根拠もなく否定するという経緯があったことなどから、虚偽答弁という別の問題が生じたため要点が散漫になりました。

そもそもこの問題の本質は、行政事務において個人情報の管理体制をはじめ、行政事務がずさんであったことでもあります。議会において細かく摘示してきたところではありますが、健康医療部に限らず、市役所における行政事務の執行状況を見ると、個人情報の管理体制には改善すべき点が多々あります。

総務部長に答弁を求めます。

私が昨年9月20日にこの問題を指摘してから、個人情報を含む情報管理の体制を具体的に改めた内容及び事務の適正化のために取り組んだ内容を伺います。

○吉村啓信総務部長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

9月20日以降に取り組んだ内容といたしましては、12月に庁内各課に対しまして情報管理——情報機器の適切な使用でありますとか、処理の適正な管理を周知いたしました。

以上でございます。

○三橋和史委員 時間もありませんので、答弁によっては最後の質問にしますが、個人情報を机の上に放置したまま離席したり、退庁したりしている事例は、いまだに見受けられます。

さらに申し上げれば、職員の私用のかばんを机の足元に保管していたり、私物のカメラ機能もあるスマートフォンなどを常時携帯することを許していたり、個人情報を含めた公務上の秘密をいつでも私物のかばんに入れることができ、それらが記載された資料をいつでも撮影できる状況にあります。職務上の通信を私物の携帯電話等で行っている例も散見されるわけでありまして。情報の流出の危険は、あまりに高いと言わざるを得ません。

総務部長の感覚は、市役所のやり方が標準的になっているのではないのでしょうか。私が考え方を考えるように、そしてそのためにも情報管理の徹底された銀行等に視察に行くことを提案しても、いまだに行っていないそうであります。情報管理に留意するよう各職員に求める通知を発出しただけで、改善に取り組んだ気になっていないのではないのでしょうか。

改めてここで申し上げますが、情報管理の在り方について総務部長が自ら考え方や感覚を変えてもらう必要があります。これを学ぶために外部企業へ視察研修を実施してもらいたい。いかがですか。

○吉村啓信総務部長 委員の質問にお答えいたします。

私個人として奈良市役所という職場でしか働いたことがございません。確かにさっきおっしゃ

いましたほかのオフィスでどういう管理がされているのかということも参考に——参考にといい
ますか、どういうのが標準かというのことも知ることが重要だと思いますので、ほかの事業所でどう
いう情報管理、先ほどおっしゃいました、かばんやスマホの使い方をどういうふうにルール化し
ているかなどを調べたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 はい、ありがとうございます。

ぜひ前向きにしっかりと取り組んで、この奈良市役所の情報管理、また事務の適正化のために
役立てていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○内藤智司委員長 消防局長、消防局総務課長、消防課長にはここで退席していただきます。あり
がとうございました。

(西岡光治消防局長、@亭幸男総務課長、山上隆志消防課長退室)